

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成29年3月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与月額等及び民間従業員のデータ(平成28年4月1日現在)

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	49.7 歳	23 人	222,800 円	243,482 円	240,439 円	—	—	—	—
うち用務員	41.7 歳	5 人	194,700 円	214,300 円	212,200 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.07
うちその他 (保育所調理員)	51.9 歳	18 人	230,600 円	251,545 円	248,239 円	—	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25年～平成27年の3か年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数(平成28年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全 体	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	2 人	5 人	9 人	3 人	0 人
うち用務員	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0
うちその他 (保育所調理員)	0	0	0	0	0	1	1	1	4	8	3	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表（国家公務員の行政職給料表（二）に同じ。ただし3級制）を適用

イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、
期末手当、勤勉手当

ウ 昇給基準

毎年4月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給（55歳を超える場合は
原則、昇給停止）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職は、基本的には退職者不補充とし、原則、新規の採用は行わない。

3 具体的な取組内容

給食業務を順次民間委託することにより、退職者不補充により人員削減を図る。

4 その他

給食調理員以外の技能労務職についても、退職不補充とし、業務については、廃止を基本に
民間委託か再任用職員、嘱託職員及び臨時職員で対応等を検討していく。